

別 表 答申第59号														
項番	(あ)諮問 番号	(い)諮問日	(う)情報公開 請求日	(え)公開を請求する行政文書の内容又は件名	(お)事務 担当課	(か)決定	(き)決定理由	(く)審査請求 年月日	(け)弁明書 送付年月日	(こ)反論書 提出年月日	(さ)意見書 提出年月日	(し)口頭意見陳 述実施年月日	(す)審査請求人の主張	(せ)実施機関の主張
1	第262号	第032-2号 令和6年5月8日	令和3年11月4日	かみつけの里博物館・常設展示解説書・よみがえる五世紀の世界に関して 「三ツ寺 I 遺跡の発掘」と「日本書紀の記述に史実性があることが推測される」ことが結びつかない(もしくは意図的にむずびつけない)とすれば、その根拠となる行政文書	文化財保護課	第221-1号 令和3年11月8日 行政文書不存在 決定通知	資料の保存年限を経過しているため	令和3年11月12日	令和4年12月20日	令和4年12月26日			存在しない理由に「資料の保存年限を経過しているため」とある。「三ツ寺 I 遺跡の発掘」の内容と「日本書紀の記述内容」にもし関連性があるとすれば、画期的なことではないか。こんな重要な事柄に関する行政文書を保存年限が経過したと破棄してしまったとは思えない。再度検証すれば、文化財保護課が作成していないとしても、必ずどこかに存在しているはずであり、存在していなければならない。	令和3年11月4日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、保存年限を経過しているため文書は存在しない。本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する審査請求の理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。
2	第268号	第032-21号 令和6年5月8日	令和3年12月9日	かみつけの里博物館・第17回特別展 カ士の考古学 相撲は古墳時代に伝来した に関して 「相撲は古墳時代に伝来した」、「相撲の源流は大陸にあり、古墳時代、様々な文物とともに伝来したようです。」という結論を導き出したのか、その過程や根拠となる行政文書	文化財保護課	第255-1号 令和3年12月15日 行政文書不存在 決定通知	保存年限を経過しているため	令和3年12月23日	令和5年4月26日	令和5年5月10日			存在しない理由に「保存年限を過ぎているため」とある。しかし、質問書や請求の理由で示す通り、また、かみつけの里博物館ティーチャーズガイドにもあるようなことから根拠となるものが必ずや何処かにあるはず。保存年限を過ぎているためとあるが、それでよいのか。法律(条例)の趣旨に則っていないとすれば問題ではないか。状に高崎市文書取扱規程第38条、第46条により、本件に係る行政文書は、相撲の源流に関わることなので歴史的史料価値を有すると思われる。	令和3年12月9日付で請求人から提出された「行政文書公開請求書」について、保存年限を経過しているため文書は存在しない。本件回答の作成にあたり、審査請求人が主張する審査請求の理由については、本件処分が妥当かどうか判断することと関係しない。